

# 令和8・9年度受注希望業種登録申請受付要領

【令和8年4月1日適用】

この制度は、入札参加資格審査申請書（指名願）による資格審査（入札参加資格登録）を受けていない方が、朝来市が発注する簡易な修繕工事や物品購入などの少額な発注のうち、少額で内容が簡易かつ履行の確保が容易なものについて、希望者を登録し、市内の小規模業者の受注機会の拡大及び活性化を図ることを目的とする制度です。

## 1 発注予定業種

「少額で内容が簡易かつ履行の確保が容易なもの」とは、次のとおりです。また、希望業種は、該当欄の記載のとおりです。

発注予定業種	希望業種 ※この内容で申請してください。	発注金額
施設管理における簡易な修繕工事等の請負	① 水道工事（漏水等の水道管の簡易な修繕工事） ② 建築工事（建物修繕工事） ③ 電気工事（電気配線等に係る簡易な電気工事） ④ その他修繕工事（施設周辺環境保全に係る簡易な土木工事等）	200万円以下
物品等の購入（特に重要な物品を除く。）	① 事務用機器（事務机、事務用家具類等） ② 事務用物品（文房具、用紙、印章・ゴム印等） ③ 日用雑貨（荒物、塗料、工具、ゴム皮革・ビニール製品、その他雑貨） ④ 衣料品等（作業服、雨具等衣料服全般、寝具、靴、履物、かばん、幕等） ⑤ 食料品、飲料 ⑥ 家具等（家具、机、テーブル、イス、本棚等） ⑦ 室内装飾品（カーテン、カーペット、ブラインド等） ⑧ 家電製品（テレビ、ビデオデッキ、冷蔵庫、ストーブ等） ⑨ 薬品類（医薬品、衛生材料等） ⑩ 医療・介護用品（医療用器械器具全般、介護用機械器具全般） ⑪ 燃料（ガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス、その他燃料） ⑫ その他物品（農薬、肥料、樹木、種苗、生花、園芸用資材等）	100万円以下
各種役務の提供	① 清掃 ② クリーニング ③ 予防・駆除（ねずみ、白蟻、害虫駆除、薬剤散布） ④ その他役務提供	

## 2 申請できない方

次のいずれかに該当する場合は、申請ができません。

- ① 市内に住所を有せず、かつ、市内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店がある場合など）
- ② 登録を希望する業種で契約を履行するために必要な資格又は許可を有しない方
- ③ 成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ていない方
- ④ 朝来市競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出している方
- ⑤ 市税（国民健康保険税を含む）について滞納がある方

## 3 受付方法

令和8年1月9日（金）から受け付けを開始します。

有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

その後は、2年ごとに改めて同様の方法で登録を行います。

朝来市役所企画総務部財務課及び各支所で受付します。

受付時間は、午前9時から午後4時45分（午後0時から午後1時までを除く。）までとします。

## 4 申請書の書き方

- (1) 本人が居住している「住所」と「事業所の所在地」を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記入してください。
- (2) 「商号又は名称」は、次のとおり記入してください。  
法人の場合：商業登記簿に記載された商号  
個人事業主の場合：通常使用している名称がある場合はその名称  
名称がない場合：記入不要
- (3) 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。
- (4) この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は、代表取締役印（登記印）を、個人事業主の場合は、実印を使用してください。
- (5) 希望業種は、5業種以内であれば内容の制限はありませんが、自ら履行することにより得意とする業種から順に記載してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合は、それらを受けていなければ申請できません。そのような許可・免許・登録等を有する方は、必要書類として証明書などの写しを添付してください。
- (6) 朝来市税の滞納がない証明書を添付してください。

※直近に納付された市税がある場合、情報の反映に2週間程度かかる場合があるため、市税務課及び各支所で証明書が交付できないことがあります。その際は、納付した市税がわかる領収書等を市税務課または各支所まで持参してください。

## **5 提出書類**

- ① 市内業者受注希望業種登録申請書
- ② 営業許認可及び登録証明書（写し可）
- ③ 朝来市税の滞納がない証明書

## **6 履行の完了について**

請負した契約については、朝来市財務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は、自ら履行することとし下請は認めません。

履行は、書面（完了届など）を発注担当課へ提出し、担当課が検査を行い適正と認められた場合に完了となります。その後、請負者からの請求書に基づき支払い手続きを行いますので、前払金・中間支払はありません。

## **7 その他**

この登録申請をした方は、審査後「市内業者受注希望業種登録名簿」に登録され、市が発注する小額な契約の際に業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。また随意契約が締結できる範囲外の発注を受けることは出来ません。

なお、請け負った契約に関して、談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行った方、請負に関して不正又は不誠実な行為等を行った場合は、登録を取り消し、今後の申請についても一定期間できません。

## **8 問い合わせ先**

朝来市役所 企画総務部 財務課（管財）

電話 079-672-6118（直通）